

海幕援第130号  
29. 5. 26  
一部変更 海幕援第281号  
29. 12. 22  
一部変更 海幕援第 27号  
令和5年3月14日

各 部 隊 の 長  
各 機 関 の 長 殿

海 上 幕 僚 長

隊員の退職管理業務について（通達）

標記について、別冊のとおり定め、平成29年6月1日から実施する。

なお、隊員の退職管理業務について（通達）（海幕援第235号。27. 10. 1）は廃止する。

関連文書：1 防人育（事）第7号（27. 10. 1）

2 防人育第8286号（29. 5. 26）

添付書類：1 別 冊

2 防人育（事）第7号（27. 10. 1）

3 防人育第8286号（29. 5. 26）

写送付先：部内全般

原本等管理情報			取得文書管理情報	
作成年度：2017年度	開示	部分開示	不開示	取得年度：
起算日：2018.4.1	○			起算日：
保存期間：10年				保存期間：
保存期間満了日：2028.3.31	区分：1 2 3 4 5 6			保存期間満了日：
本紙を含め：1枚 1冊				本紙を含め： 枚 冊

海幕援第130号(29. 5. 26) 別冊  
 一部変更 海幕援第281号(29. 12. 22)  
 一部変更 海幕援第27号(令和5年3月14日)

隊員の退職管理業務について

原本等管理情報				取得文書管理情報	
作成年度 : 2017年度	開示	部分開示	不開示	取得年度 :	
起算日 : 2018.4.1	○			起算日 :	
保存期間 : 10年				保存期間 :	
保存期間満了日 : 2028.3.31	区分 : 1 2 3 4 5 6			保存期間満了日 :	
本紙を含め : 14枚				本紙を含め :	枚 冊

## 第1 総 則

### 1 趣 旨

この通達は、海上自衛隊における隊員の退職管理業務の実施に関し必要な事項について定める。

### 2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 部隊等の長

海上自衛官の勤務時間及び休暇に関する達(昭和38年海上自衛隊達第15号)第2条第2号に規定する部隊等の長をいう。

#### (2) 就職援護担当部隊等

海上幕僚監部人事教育部(以下「海幕人教部」という。)、各地方総監部、航空補給処、各航空群、各教育航空群、各基地隊(沖縄基地隊を除く。)及び第24航空隊をいう。

#### (3) 地方総監等

各地方総監、航空補給処長、各航空群司令、各教育航空群司令、各基地隊司令(沖縄基地隊司令を除く。)及び第24航空隊司令をいう。

#### (4) 就職援護隊員

他の隊員についての就職の依頼等の規制を適用しない隊員を定める訓令(平成27年防衛省訓令第35号。以下「訓令」という。)第3条に規定する就職援護隊員をいう。

#### (5) 援護業務課長等

就職援護担当部隊等において、就職援護を実施する海幕援護業務課長、各地方総監部援護業務課長並びに各航空基地隊、各基地隊(沖縄基地隊を除く。)、航空補給処及び第24航空隊に勤務する先任の就職援護隊員をいう。

#### (6) 就職援護担当官等

就職援護担当官及び就職援護担当官補佐をいう。

#### (7) 退職管理業務

離職後の求職活動に関する承認手続等、再就職規制違反行為に係る調査への協力、就職援助業務、就職援助の効果を高める業務、防衛大臣への届出等及び報告に関する業務をいう。

#### (8) 就職援助業務

就職援護、職業訓練、退職管理教育、進路相談及び定年前異動をいう。

#### (9) 就職援護

就職援護隊員が実施する就職の依頼等(訓令第2条第4項に規定する就職の依頼等をいう。)及び求人票・求職票を援護協会等に取り次ぐことをいう。

(10) 担当地域

就職援護担当部隊等の長が就職援護を担当する地域をいう。

(11) 担当部隊

就職援護担当部隊等の長が就職援護を担当する部隊をいう。

(12) 援護協会等

一般財団法人自衛隊援護協会(以下「援護協会」という。)又は防衛省が契約する有料職業紹介事業者(職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条の規定に基づき有料の紹介事業を行うもの。)をいう。

(13) 若年定年等隊員

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の2第2項第1号に規定する若年定年等隊員をいう。

(14) 就職援助施策対象隊員

関連文書1第3第1項に規定する隊員をいう。

(15) 職業紹介希望隊員

関連文書1第2第1項に規定する隊員をいう。

(16) 職業紹介希望退職者

関連文書1第2第1項に規定する者をいう。

(17) 管理職隊員

1等海佐(以下「1佐」という。)(三)及び行政職(一)7級(相当級を含む。)以上の隊員をいう。ただし、1佐(三)及び行政職(一)7級(相当級を含む。)の者は、俸給の特別調整額がⅡ種以上であった者に限る。

## 第2 任 務

1 海上幕僚監部人事教育部長(以下「海幕人教部長」という。)

海上自衛隊の退職管理業務に関して、次に掲げる業務を実施する。

(1) 退職管理業務全般に関する指導・監督

(2) 離職後の就職に関する規制及び届出の周知に関すること。

(3) 隊員の求職の承認手続きに関すること。

(4) 再就職者による依頼等の承認に関すること。

(5) 違反行為に係る防衛人事審議会との調査協力に関すること。

(6) 再就職等の届出手続き及び確認に関すること。

(7) 再就職後の公表に関すること。

(8) 就職援助業務に関する諸計画の策定、分析及び報告に関すること。

(9) 援護協会等との協力、連絡調整等に関すること。

## 2 各地方総監

警備区（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）別表第4に定められた区域をいう。）の退職管理業務に関して、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 退職管理業務全般に関する指導・監督
- (2) 離職後の就職に関する規制及び届出の周知に関すること。
- (3) 隊員の就職の承認手続きに関すること。
- (4) 違反行為に係る防衛人事審議会との調査協力に関すること。
- (5) 再就職等の届出手続き及び確認に関すること。
- (6) 就職援助業務に関する諸計画の策定、分析及び報告に関すること。
- (7) 援護協会等との協力、連絡調整等に関すること。
- (8) 就職援護の担当地域及び担当部隊等の指定に関すること。

## 3 就職援護担当部隊等の長（海幕人教部長及び各地方総監を除く。）

担当部隊の退職管理業務に関して、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 退職管理業務全般に関する指導・監督
- (2) 離職後の就職に関する規制及び届出の周知に関すること。
- (3) 違反行為に係る防衛人事審議会との調査協力に関すること。
- (4) 再就職等の届出手続き及び確認に関すること。
- (5) 就職援助業務に関する諸計画の策定、分析及び報告に関すること。
- (6) 地方総監から指示のあった就職援助業務（就職援護を除く。）に関すること。
- (7) 援護協会等との協力、連絡調整等に関すること。

## 4 部隊等の長

次に掲げる業務を実施する。

- (1) 就職援助の重要性を十分に認識し、就職援助施策対象隊員の再就職の希望状況を的確に把握し、隊員の就職援助業務の円滑な推進に関すること。
- (2) 離職後の就職に関する規制及び届出の周知に関すること。
- (3) 就職援護担当官等の指定

## 5 就職援護担当官等

### (1) 就職援護担当官

分隊長に対し、以下に関する指導・監督を行う。

- ア 離職後の就職に関する規制及び届出の周知に関すること。
- イ 届出に関すること。
- ウ 就職援助施策対象隊員の再就職の希望状況の把握
- エ 各援護業務課、各就職援護室及び部外の専門的知識を有する者との連携

### (2) 就職援護担当官補佐

就職援護担当官が実施する業務の補佐を行う。

### 第3 離職後の就職活動に関する承認手続等

#### 1 在職中の求職規制に係る例外承認手続

(1) 在職中に利害関係企業等に求職を行おうとする場合、3等海佐（以下「3佐」という。）以上の若年定年等隊員は、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「施行規則」という。）第65条の4第2項に規定する「利害関係企業等に対する求職承認申請書」（施行規則別記様式第1）に、施行規則第65条の4第3項に規定する文書を添付し、また、一般定年等隊員のうち3佐以上の自衛官及び行政職（一）5級（相当級を含む。）以上の事務官等は、内閣官房令・防衛省令第1号（以下「共同命令」という。）第1条第2項に規定する「利害関係企業等に対する求職承認申請書」（共同命令別記様式第1）に、共同命令第1条第3項に規定する文書を添付し、海幕人教部長に提出するものとする。

(2) 海幕人教部長は、前号により受領した申請書の確認を行い、海上幕僚長に報告するものとする。

#### 2 再就職者による依頼等の規制に係る例外承認手続

海幕人教部長は、隊員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下「再就職者」という。）から、施行規則第65条の6第2項に規定する「再就職者による依頼等の承認申請書」（施行規則別記様式第2）、若しくは共同命令第2条第2項に規定する「再就職者による依頼等の承認申請書」（共同命令別記様式第2）の提出を受けたときは、当該申請の確認を行い、海上幕僚長に報告するものとする。

### 第4 再就職等規制違反行為に係る調査への協力

再就職等監察官から若年定年等隊員等に関する調査の協力依頼、又は内閣府に属する再就職等監察官から一般定年等隊員等に関する調査の協力依頼を受けた部隊等の長は、当該調査に協力するものとする。

### 第5 就職援助業務

#### 1 就職援護

##### (1) 対象者

ア 海幕人教部が担当する就職援護の対象者は、2等海佐（以下「2佐」という。）（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年

防衛庁訓令第66号)第10条第1項第3号の規定により退職時に2佐に特別昇任した者を除く。以下同じ。)以上の職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者とする。

イ 就職援護担当部隊等(海幕人教部を除く。)が担当する就職援護の対象者は、3佐(隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第66号)第10条第1項第3号の規定により退職時に2佐に特別昇任した者を含む。以下同じ。)以下の職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者とし、担当部隊は、各地方総監が定める。

ウ 関連文書1第2第1項に規定する職業紹介希望退職者に対し、引き続き就職の依頼等を行う期間は関連文書2に基づき、退職又は免職後おおむね6月とする。ただし、就職援護担当部隊等の長が、これにより難い特別の事情があると認められる場合には、その都度、海上幕僚長に別紙様式により申請するものとする。

## (2) 担当地域

ア 海幕人教部の担当地域は全国とする。

イ 就職援護担当部隊等(海幕人教部を除く。)の担当地域は、警備区ごとに各地方総監が定める。

## (3) 援護協会等との連携等

就職援護担当部隊等の長は、就職援護隊員が行う就職の依頼等の効果的な実施を図るため、援護協会等、関係省庁(地方に置かれるものを含む。)、地方自治体その他の関係機関と密接に協力するものとする。

## (4) 援護協会等及びその他の援護協議機関との連携

関連文書1により設置し、開催される会議等への参加は次のとおりとする。

ア 中央連絡会議

海幕人教部長が指定する者

イ 都道府県自衛隊退職予定隊員就職連絡会議

就職援護担当部隊等の長が指定する者

ウ 地域雇用協議会自衛隊退職予定隊員就職援護部会

就職援護担当部隊等の長が指定する者

## (5) 求職手続等

求職手続等は、次のとおりとする。

ア 就職援護担当部隊等の長は、若年定年等隊員の再就職希望等に関する事前調査を実施し、援護実施方針の策定に資するものとする。

イ 部隊等の長は、若年定年等隊員に調査票、必要に応じ履歴書及び求職票を作成させ、2佐以上の隊員については海幕人教部長に、3佐以下の隊員

については所在地の就職援護担当部隊等の長に送付するものとする。

ウ 就職援護担当部隊等の長は、受領した調査票に基づき職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者の就職援護を就職援護隊員に行わせるものとする。

エ 就職援護担当部隊等の長は、調査票の就職希望地が自らの担当地域以外の場合、当該希望地の就職援護担当部隊等の長に就職援護を依頼することができる。

オ 海幕人教部長及び各地方総監は、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者の再就職希望地が遠隔地である等の理由から海上自衛隊の就職援護担当部隊等が就職援護を実施できない場合は、事前に調整の上、当該地域を警備担当区域とする陸上自衛隊方面総監へ就職援護を依頼することができる。

#### (6) 利害関係確認表の取扱い

ア 3佐以上の職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者は、関連文書1第2第2項第2号の手續きに従い、職業紹介を希望する営利企業について、利害関係確認表を作成し、海幕人教部長に提出するものとする。

イ 海幕人教部長は、利害関係を確認した後、就職援護担当部隊等の長に送付する。

#### (7) 紹介状の使用

就職の依頼等に当たっては、援護協会等の発行する紹介状を使用する。

#### (8) 職業紹介等の機会の確保

部隊等の長は、退職後職業紹介を受けることができることを前提に、就職援助施策対象隊員が不利益を受けないよう当該隊員の職業紹介及びその他の就職援助の機会の確保に努めるものとする。

## 2 職業訓練

### (1) 職業訓練の実施基準及び内容

職業訓練の実施基準は別表第1のとおりとし、内容は次のとおりとする。

#### ア 技能訓練

##### (ア) 部内技能訓練

海上自衛隊の教育課程等を活用して公資格を取得させる。

##### (イ) 部外技能訓練

受け入れ人数等の関係により部内技能訓練で実施できないもの及び部内技能訓練の訓練課目がないものについて、各地方総監又は他自衛隊が公共職業能力開発施設(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条に規定する公共職業能力開発施設をいう。)、職業訓練施設(職業

能力開発促進法第25条に規定する職業訓練施設をいう。)その他職業能力の開発及び向上について適切と認める施設に委託し、当該施設等の教科基準により技能訓練を実施する。

(ウ) 車両（自動車）操縦訓練

自動車操縦免許を取得させるため、部内の施設又は部外の指定自動車教習所（道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項に規定する指定自動車教習所をいう。）での実技及び学科教育を実施する。

イ 防災・危機管理教育

防災行政の仕組み及び国民保護計画等の専門的知識を付与するための防災・危機管理教育を部内者及び部外講師による教育、部外研修等により実施する。

ウ 通信教育

若年定年等隊員が退職後就職するために必要な技能について、国、地方公共団体又は民間が行う資格試験等に合格すると認められる程度の能力を付与することを基準として、通信教育を受講させる。

(2) 職業訓練の対象者

別表第2を標準とする。

(3) 受講機会の均衡

各地方総監は、職業訓練の実施に際し、訓練希望者の教育訓練又は勤務による公資格の保有状況を勘案し、公資格の未保有者を優先して受講させる等、受講機会の均衡に配慮するものとする。

3 退職管理教育

(1) 業務管理教育

社会への適応性を啓発するとともに、中高年齢者であること等から生じる困難な問題を解決するための知識及び退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与するため、術科学校等を利用して、次の教育を部内者及び部外講師により実施する。

ア 上級管理講習

実施者は、第2術科学校長とし、対象者は、別表第2のとおりとする。

イ 中級管理講習

実施者は、各術科学校長及び佐世保教育隊司令とし、対象者は、別表第2のとおりとする。

(2) 就職補導教育

退職後の就職に当たって参考となる社会労働情勢等職業選択に必要な知識を付与するため、就職補導教育を部内者及び部外講師による講話、部外研修

等により実施する。

実施者は、就職援護担当部隊等の長(海幕人教部長を除く。)とし、対象者は、別表第2のとおりとする。

### (3) 遠隔地就職補導訓練

就職援助施策対象隊員が、遠隔地での就職を希望する場合に、当該遠隔地における就職相談、企業の見学等を実施することで円滑な就職の準備に資するため実施する。

実施者は、就職援護担当部隊等の長(海幕人教部長を除く。)とし、対象者は、別表第2のとおりとする。

## 4 進路相談

(1) 就職援護担当部隊等の長は、就職援助施策対象隊員の就職、生活設計等の相談に関して部外の専門的知識を有する者を有効に活用するものとする。

(2) 就職援護担当官は、就職援助施策対象隊員が就職、生活設計等の相談に関し、部外の専門的知識を有する者と連携を図るものとする。

## 5 定年前異動

部隊等の長は、就職援助施策対象隊員が就職活動、住宅の確保、退職後の生活の安定等を図るため、退職後の生活予定地の最寄部隊への異動を希望する場合、任命権者に定年退職前異動の調整を行うものとする。

## 第6 就職援助の効果を高める業務

### 1 就職援護広報

就職援護担当部隊等の長は、各種団体、企業主等に対し、自衛隊及び自衛隊員に関する理解と評価を得て、若年定年等隊員の就職基盤の拡充を図るため、必要な広報活動を行うものとする。ただし、就職援護隊員以外の隊員が就職の依頼等を行えると解してはならない。

### 2 将来設計に関する教育

#### (1) 能力開発設計集合訓練

定年退職おおむね10年前の若年定年等隊員に対して、将来設計を立てるために必要な知識を付与し、自己の在り方の確立と能力開発を図る契機とするとともに、在職期間の職務への取組に対する個人の活性化を図る教育を実施する。実施者は、就職援護担当部隊等の長とし、人数の都合等により当該就職援護担当部隊等で実施できない場合は、最寄りの就職援護担当部隊等の長に依頼することができるものとする。

#### (2) 任期制士将来設計教育

任期制自衛官(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第36条の規定に

より任用期間を定めて任用されている隊員をいう。) に対し、近い将来の計画を立てるために必要な知識を付与し、自己の在り方の確立と能力開発を図る契機とするための教育を部内者及び部外講師により実施する。実施者は、就職援護担当部隊等の長とし、人数の都合等により当該就職援護担当部隊等で実施できない場合は、最寄りの就職援護担当部隊等の長に依頼することができるものとする。

### 3 研修等への参加

地方総監が必要と認める場合は、地方自治体等が行う再就職に関する研修等に、若年定年等隊員を参加させることができるものとする。

### 4 就職援護情報の活用

就職援護担当部隊等の長は、退職管理業務を効率的に実施するため、人事システム内の就職援護機能を使用し必要な事務処理を行うとともに、当該機能において取り扱う情報を適正に維持しなければならない。

### 5 追跡調査研究

就職援護担当部隊等の長は、退職管理業務の適正化及び改善を図るため、雇用情勢の把握及び就職実績の分析に努めるとともに、就職援助施策対象隊員及び離職者に対し、再就職、生活設計等に関する意識の実態調査を実施するものとする。

## 第7 防衛大臣への届出

### 1 在職中に再就職の約束をした場合の届出

(1) 在職中に再就職の約束をした幹部自衛官及び行政職(一)3級(相当級を含む。)以上の事務官等は就職援護担当部隊等を経由し海上幕僚長に、准尉以下の自衛官及び行政職(一)2級(相当級を含む。)以下の事務官等は就職援護担当部隊等を経由し地方総監に、施行規則第65条の11第2項に規定する「在職中に再就職の約束をした場合の届出」(施行規則別記様式第4)を届け出なければならない。

(2) 地方総監は、当該届出を海上幕僚長に送付するものとする。

(3) 当該届出をした隊員は、官職、約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容、離職予定日、再就職予定日、再就職先の名称及び連絡先、再就職先の業務内容及び再就職先の地位に変更が生じた場合は、施行規則第65条の11第3項に規定する「変更届出」(施行規則別記様式第5)を第1号に準じ、届け出なければならない。

(4) 当該届出をした隊員は、離職までに約束の届出に係る約束が効力を失ったときは、施行規則第65条の11第4項に規定する「失効届出」(施行規則別記様式第6)を第1号に準じ、届け出なければならない。

## 2 管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出

- (1) 海幕人教部長は、施行規則第65条の13第4項に規定する「管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出」（施行規則別記様式第7）を管理職隊員であった幹部自衛官又は、管理職隊員であった事務官等から就職援護担当部隊等を経由し受けたときは、当該届出の確認を行い、海上幕僚長に報告するものとする。
- (2) 当該届出をした元隊員から、施行規則第65条の13第5項に規定する「変更届出」（施行規則別記様式第8）、若しくは施行規則第65条の13第6項に規定する「失効届出」（施行規則別記様式第9）が提出された場合も同様とする。

## 3 管理職隊員であった者が再就職した場合の届出

海幕人教部長は、施行規則第65条の15第2項に規定する「管理職隊員であった者が再就職した場合の届出」（施行規則別記様式第10）を管理職隊員であった幹部自衛官又は、管理職隊員であった事務官等から就職援護担当部隊等を経由し、受けたときは、当該届出の確認を行い、海上幕僚長に報告するものとする。

## 第8 報 告

就職援護担当部隊等の長は、就職援助業務に関し必要な報告を行うものとする。

## 第9 委任規定

この通達の実施に関し必要な細部については、海幕人教部長が定める。

海 上 幕 僚 長 殿

就職援護担当部隊等の長

就職の依頼等を行う期間延長について（上申）

標記について、関連文書に基づき、下記のとおり上申する。

記

氏 名	
退職年月日	
所属・階級（退職時）	
延長期間（年月日）	
延長理由	
備 考	

関連文書：海幕援第130号（29.5.26）

職業訓練実施基準

区分	訓練課目	実施者	参加要件
技能訓練	調理師	第4術科学学校長	<p>多人数に対し飲食物を調理し、供与する施設又は営業（厚生労働省令による）において2年以上調理業務に従事した者</p>
	危険物取扱者（乙種）		
	2級ボイラ技士	第2術科学学校長	
	ガス溶接技能者	第2、第3術科学学校長	
	高圧ガス製造保安責任者（乙種機械責任者）	第2術科学学校長	
	高圧ガス製造保安責任者（第3種冷凍機械責任者）		
	一般毒物劇物取扱者	第3術科学学校長	
	体育施設管理士		
	電気工事士		
	J I S 溶接工技術検定（電弧溶接基本級）		
	公害防止管理者（水質関係第4種）	第2、第3術科学学校長	
	消防設備士（乙種第6類）		
	部外技能訓練	職業能力開発校等（職業能力開発促進法に定める公共職業能力開発施設及び事業主等が設置する職業能力開発を行うために設置した施設並びに援護協会が指定する学校をいう。）と委託契約した課目	
他自衛隊が実施する訓練課目		陸上自衛隊又は航空自衛隊の計画による。	
車両（自動車）操縦訓練	大型自動車運転免許等	就職援護担当部隊等の長（海幕人教部長を除く。）	
防災・危機管理教育	陸上自衛隊の計画による。	陸上自衛隊各方面総監、航空自衛隊中部航空警戒管制団司令、海上自衛隊第1及び第3術科学学校長	
通信教育	社会教育法（昭和24年法律第207号）第51条に規定する学校、その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる施設と委託契約した通信課目	各地方総監	

## 職業訓練及び退職管理教育の対象者

区 分		対象者（就職援助施策対象隊員）			
		幹部		准曹	海士(任期制)
		3佐以上	1尉以下		
職業訓練	技能訓練	部 内	×	○ (部内及び部外の技能訓練のうち いずれか1課目1回のみ)	
		部 外	△		
		車両（自動車）操縦訓練	○ (原則1課目1回のみ)		
		防災・危機管理教育	○	×	
		通信教育	○ (原則1課目1回のみ)		
退職管理教育	業務管理教育	上級管理講習	○ (2佐以上)	×	
		中級管理講習	○ (3佐)	○	×
		就職補導教育	×		○
		遠隔地就職補導訓練	×		○

○：対象者 ×：対象者外 △：一部対象（訓練可能課目については、海幕人事教育部長が示す。）